

【小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法と名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	生駒市立生駒南小学校	校舎②棟	生駒市萩原町335番地	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.10 Cr <sub>U</sub> ・S <sub>D</sub> =0.84	—	—
		校舎⑨棟			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.78 q=1.50	—	—
		渡り廊下			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=1.34 q=1.50	—	—
2	生駒市立生駒東小学校	本館①棟	生駒市東生駒4丁目398番地110	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.01 Cr <sub>U</sub> ・S <sub>D</sub> =0.52	—	—
		北館②棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.14 Cr <sub>U</sub> ・S <sub>D</sub> =0.42	—	—
3	生駒市立俵口小学校	南館①②棟	生駒市俵口町614-2	小学校	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.72 q=1.00	—	—
		中館⑩⑪⑫棟			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.81 q=1.03	—	—
		教室⑬棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.07 Cr <sub>U</sub> ・S <sub>D</sub> =0.36	—	—
4	生駒市立真弓小学校	西館⑤棟	生駒市真弓1丁目11-15	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.13 Cr <sub>U</sub> ・S <sub>D</sub> =0.77	—	—
		南館①棟			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.82 q=1.16	—	—
		北館⑩棟			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.70 q=1.40	—	—

		渡り廊下		(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=2.28 \ C_{tu} \cdot S_d=0.50$	—	—	
5	生駒市立あすか野小学校	本館棟	生駒市あすか野南2丁目5-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.04 \ C_{tu} \cdot S_d=0.57$	—	—
		西館北棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.37 \ C_{tu} \cdot S_d=0.59$	—	—
		西館南棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.03 \ C_{tu} \cdot S_d=0.60$	—	—
6	生駒市立鹿ノ台小学校	南棟①	生駒市鹿ノ台西1丁目5-2	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.16 \ C_{tu} \cdot S_d=0.57$	—	—
		南棟②			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.11 \ C_{tu} \cdot S_d=0.68$	—	—
		教室棟②			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.13 \ C_{tu} \cdot S_d=0.51$	—	—
		昇降口棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.03 \ C_{tu} \cdot S_d=0.51$	—	—
7	生駒市立桜ヶ丘小学校	南棟①-1	生駒市桜ヶ丘7番15号	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.03 \ C_{tu} \cdot S_d=0.35$	—	—
		北棟①-2・①-3			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.03 \ C_{tu} \cdot S_d=0.74$	—	—
		渡り廊下			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.27 \ C_{tu} \cdot S_d=0.32$	—	—
		昇降口棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.04 \ C_{tu} \cdot S_d=0.32$	—	—
		本館①-1・①-2			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01 \ C_{tu} \cdot S_d=0.48$	—	—

8	生駒市立生駒南中学校	東館⑪	生駒市萩原町90番地	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.03 CTU・SD=0.35	—	—	
		渡り廊下			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.74 q=1.03	—	—	
9	生駒市立生駒北中学校	本館棟⑪	生駒市高山町6794番地	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.06 CTU・SD=0.67	—	—	
		教室棟⑩-1・⑩-2			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.81 q=1.07	—	—	
		渡り廊下			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=2.08 q=1.58	—	—	
		昇降口棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.04 CTU・SD=0.76	—	—	
10	生駒市立緑ヶ丘中学校	北館棟⑥	生駒市緑ヶ丘2232番地	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.11 CTU・SD=0.42	—	—	
		東館棟②			「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	Is=0.77 q=1.40	—	—	
		南館棟①			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.20 CTU・SD=0.47	—	—	
11	生駒市立鹿ノ台中学校	南棟①-1	生駒市鹿ノ台2丁目16	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.01 CTU・SD=0.56	—	—	
		北棟①-2・①-3			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.01 CTU・SD=0.59	—	—	
		昇降口棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.54 CTU・SD=0.38	—	—	

【庁舎】

No.	建築物の 名称	建築物の 位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法と名称	構造耐力上必要な 部分の地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の 予定		備考
						内容	実施時期	
1	生駒市役所	生駒市東新町地内	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.25 C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> =0.37	—	—	

【病院、診療所】

No.	建築物の 名称	建築物の 位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法と名称	構造耐力上必要な 部分の地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の 予定		備考
						内容	実施時期	
1	阪奈中央病院	本館(RC造部分)	生駒市俵口町741番地	病院	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.39 C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> =0.29	建替え	未定
		本館(S造増築部分)	生駒市俵口町741番地	病院	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is=0.21 q=1.04	建替え	未定

【百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

No.	建築物の 名称	建築物の 位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法と名称	構造耐力上必要な 部分の地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の 予定		備考
						内容	実施時期	
1	グリーンヒル いこま	生駒市元町1丁目13番1号	店舗	(一財)日本建築防災協会による「既存コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.72 C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> =0.42	耐震改修	未定	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
			$1.25 < C_T \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく倒壊するおそれはない。

(※)「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価」欄の $C_T \cdot S_D$ 及び $C_{Tu} \cdot S_D$ について、算出の根拠となる $Z \cdot G \cdot U$ は特に記載がなければそれぞれの数値は1.0とする。